

第244回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和6年11月13日

目次

番号	議題 番号	都市名	件名	頁
1	4408	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・3・3号八王子平塚停車場線）	1
2	4409	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・5・15号東浅間大島線）	5
3	4410	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・5・17号伊勢原藤沢線）	10
4	4411	平塚市	平塚都市計画道路の変更（3・5・26号伊勢原大神線）	14
5	4412	伊勢原市	伊勢原都市計画道路の変更（3・5・3号石田小稲葉線）	17
6	4413	伊勢原市	伊勢原都市計画道路の変更（3・5・7号伊勢原大神線）	21
7	4414	相模原市 他11市町	相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（相模川流域下水道）	24

議第 4408 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1352 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更（3・3・3号八王子平塚停車場線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・3・3 号八王子平塚停車場線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	八王子平塚停車場線	平塚市宮松町	平塚市大神八丁目	平塚市四之宮七丁目	約 5,800m	地表式	4車線	22m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	
			なお、平塚市大神八丁目地内に休憩施設を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

平塚都市計画道路 3・3・3 号八王子平塚停車場線

平塚都市計画道路 3・3・3 号八王子平塚停車場線は、平塚市宮松町の国道 1 号を起点とし、同市大神八丁目を終点とする延長約 5,800m の幹線街路です。

本路線は、平成 28 年 11 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街地内の交通混雑緩和を図るとともに市街地周辺の交通分散を図るため、主要幹線道路として配置するとともに、おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設に位置付けています。また、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）別冊」において、南北都市軸として位置付け、「ツインシティ大神地区と平塚駅とを結ぶ南北都市軸の強化をめざします。」とされています。

今回、新たに 3・5・26 号伊勢原大神線が都市計画に定められることに併せ、接続する隅切り部の区域を変更するものです。

新 旧 対 照 表

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
新	3・3・3	八王子 平塚停車場線	平塚市 宮松町	平塚市 大神八 丁目	平塚市 四之宮 七丁目	約 5,800m	地表式	4 車線	22m	J R 東海道新幹 線と立体交差 幹線街路と平面 交差 4 箇所	
旧	3・3・3	八王子 平塚停車場線	平塚市 宮松町	平塚市 大神八 丁目	平塚市 四之宮 七丁目	約 5,800m	地表式	4 車線	22m	J R 東海道新幹 線と立体交差 幹線街路と平面 交差 4 箇所	

議第 4409 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1353 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更（3・5・15 号東浅間大島線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・15 号東浅間大島線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・15	東浅間大島線	平塚市浅間町	平塚市大島字枝	平塚市追分、大原、西八幡一丁目、西八幡四丁目、新町、四之宮一丁目、東中原一丁目、西真土一丁目、西真土二丁目、東豊田、豊田打間木、下島	約 6,170m	地表式	2車線	12m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

平塚都市計画道路 3・5・15 号東浅間大島線

平塚都市計画道路 3・5・15 号東浅間大島線は、平塚市浅間町を起点とし、同市大島を終点とする延長約 6,170m の幹線街路です。

本路線は、県央・湘南地域の交流や連携を促進するとともに、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりを支える重要な道路です。

また、平成 28 年 11 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街地内の交通混雑緩和を図るとともに市街地周辺の交通分散を図るため、幹線道路として配置することとしています。

さらに、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）別冊」において、「ツインシティ大神地区と平塚駅とを結ぶ南北都市軸を補完する東浅間大島線の延伸など南北方向と東西方向の交通軸の強化をめざします。」とされています。

今回、新たに都市計画道路伊勢原大神線が都市計画に定められることに併せ、3・5・17 号伊勢原藤沢線との交差部から終点までの延長約 1,320m の区間について、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、安全かつ円滑な交通を確保するため、本路線の区域を変更するものです。また、今回の変更に合わせて、本路線全線について車線の数を 2 車線と定めます。

新 旧 対 照 表

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新 幹線街路	3・5・15	東浅間 大島線	平塚市 浅間町	平塚市 大島字 枝	平塚市 追分、 大原、 西八幡 一丁 目、西 八幡四 丁目、 新町、 <u>四之宮</u> <u>一丁</u> <u>目</u> 、東 中原一 丁目、 <u>西真土</u> <u>一丁</u> <u>目</u> 、 <u>西</u> <u>真土二</u> <u>丁目</u> 、 東豊 田、豊 田打間 木、下 島	約 6, 170m	地表式	<u>2</u> 車線	12m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面 交差 <u>2</u> 箇所	
旧 幹線街路	3・5・15	東浅間 大島線	平塚市 浅間町	平塚市 大島字 枝	平塚市 追分、 大原、 西八幡 一丁 目、西 八幡四	約 6, 170m	地表式	二	12m	東海道新幹線と 立体交差 幹線街路と平面 交差 <u>5</u> 箇所	

					丁目、 新町、 <u>中原上</u> 宿、東 中原一 丁目、 <u>真土</u> 、 東豊 田、豊 田打間 木、下 島						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

議第 4410 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1354 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更（3・5・17 号伊勢原藤沢線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・17 号伊勢原藤沢線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・17	伊勢原藤沢線	平塚市田村字天神下	平塚市大島字林戸	平塚市横内	約 2,750m	地表式	2車線	12m	J R 東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

平塚都市計画道路 3・5・17 号伊勢原藤沢線

平塚都市計画道路 3・5・17 号伊勢原藤沢線は、平塚市田村を起点とし、同市大島の 3・5・15 号東浅間大島線を終点とする延長約 2,750m の幹線街路です。

本路線は、平成 28 年 11 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街地内の交通混雑緩和を図るとともに市街地周辺の交通分散を図るため、主要幹線道路として配置することとしています。また、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）」において、「東西都市間を強くつなぎ、相模川橋りょう部での交通混雑を緩和するため、伊勢原藤沢線の整備を進めます。」とされています。

今回、3・5・15 号東浅間大島線の都市計画変更に加え、接続する交差部の円滑な交通を確保するため、本路線の区域を変更するものです。また、今回の変更に加えて、本路線全線について車線の数を 2 車線に定めます。

新 旧 対 照 表

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
新 幹 線 街 路	3・5・17	伊勢原 藤沢線	平塚市 田村字 天神下	平塚市 大島字 林戸	平塚市 横内	約 2,750m	地表式	2車線	12m	J R 東海道新幹 線と立体交差 幹線街路と平面 交差 1箇所	
旧 幹 線 街 路	3・5・17	伊勢原 藤沢線	平塚市 田村字 天神下	平塚市 大島字 林戸	平塚市 横内	約 2,750m	地表式	二	12m	J R 東海道新幹 線と立体交差 幹線街路と平面 交差 2ヶ所	

議第 4411 号

平塚都市計画道路の変更

都計第 1355 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

平塚都市計画道路の変更（3・5・26 号伊勢原大神線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

平塚都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路に3・5・26号伊勢原大神線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・26	伊勢原大神線	平塚市吉際	平塚市大神七丁目	平塚市大神字立葭	約560m	地表式	2車線	14m	—	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

平塚都市計画道路 3・5・26 号伊勢原大神線

県央・湘南地域においては、物流施設や大型商業施設などの立地が進んでおり、地域の交流や連携を促進するための、新たな道路網の形成が必要とされています。

さらには、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりにも寄与する幹線道路の整備が求められています。

平成 28 年 11 月に告示した「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街地内の交通混雑緩和を図るとともに市街地周辺の交通分散を図るため、ツインシティ大神地区に連絡する（仮称）伊勢原大神軸は計画の具体化を図ることとしています。また、「平塚市都市マスタープラン（第 2 次）別冊」において、「伊勢原市の市街地とツインシティ大神地区を結ぶ（仮称）伊勢原大神軸など南北方向と東西方向の交通軸の強化をめざします。」とされています。

このため、平塚市吉際の伊勢原市との行政界から今回併せて都市計画変更を行う 3・3 号八王子平塚停車場線までの延長約 560m の区間について、2 車線の幹線街路として 3・5・26 号伊勢原大神線を新たに追加するものです。

議第 4412 号

伊勢原都市計画道路の変更

都計第 1350 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

伊勢原都市計画道路の変更（3・5・3号石田小稲葉線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

伊勢原都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・3 号石田小稲葉線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・3	石田小稲葉線	伊勢原市石田字萩原	伊勢原市小稲葉字池之谷	伊勢原市石田、高森七丁目、高森六丁目、高森、東成瀬、下落合、小稲葉	約 4,170m	地表式	2車線	12m	小田急小田原線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 2箇所 幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

伊勢原都市計画道路 3・5・3 号石田小稲葉線

伊勢原都市計画道路 3・5・3 号石田小稲葉線は、伊勢原市石田を起点とし、同市小稲葉を終点とする延長約 4,170m の幹線街路です。

本路線は、県央・湘南地域の交流や連携を促進するとともに、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりを支える重要な道路です。

また、平成 28 年 11 月に告示した「伊勢原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、多様な交流を支え、道路ネットワークの効率性を高めるため、幹線道路として配置することとしています。

さらに、「伊勢原市都市マスタープラン」において、「都市計画道路石田小稲葉線の整備を推進します。」とされています。

今回、新たに都市計画道路伊勢原大神線が都市計画に定められることに併せ、3・3・1 号横浜伊勢原線との交差部から終点までの延長約 1,640m の区間について、事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、安全かつ円滑な交通を確保するため、本路線の区域を変更するものです。また、今回の変更に合わせて、本路線全線について車線の数を 2 車線と定めます。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道等 との交差の構造	
新 幹 線 街 路	3・5・3	石田小 稲葉線	伊勢原 市石田 字萩原	伊勢原 市小稲 葉字池 之谷	伊勢原 市石 田、 <u>高 森七丁 目、高 森六丁 目、高 森、東 成瀬、 下落 合、小 稲葉</u>	約 4,170m	地表式	<u>2車線</u>	12m	小田急小田原線 と立体交差 自動車専用道路 と立体交差 <u>2箇 所</u> 幹線街路と平面 交差 2箇所	
旧 幹 線 街 路	3・5・3	石田小 稲葉線	伊勢原 市石田 字萩原	伊勢原 市小稲 葉字池 之谷	伊勢原 市石 田、 <u>高 森、見 附島、 下落 合、小 稲葉</u>	約 4,170m	地表式	二	12m	小田急小田原線 と立体交差 自動車専用道路 <u>国道271号線</u> と立体交差 幹線街路と平面 交差 2箇所	

議第 4413 号

伊勢原都市計画道路の変更

都計第 1351 号

令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

伊勢原都市計画道路の変更（3・5・7号伊勢原大神線）について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

伊勢原都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路に3・5・7号伊勢原大神線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・7	伊勢原大神線	伊勢原市小稲葉字鎗田	伊勢原市小稲葉字新屋	伊勢原市小稲葉字三之樋	約 650m	地表式	2車線	14m	—	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

伊勢原都市計画道路 3・5・7号伊勢原大神線

県央・湘南地域においては、物流施設や大型商業施設などの立地が進んでおり、地域の交流や連携を促進するための、新たな道路網の形成が必要とされています。

さらには、平塚市大神地区と寒川町倉見地区で取組が進められている環境共生都市ツインシティのまちづくりにも寄与する幹線道路の整備が求められています。

平成 28 年 11 月に告示した「伊勢原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、多様な交流を支え、道路ネットワークの効率性を高めるため、(仮称)伊勢原大神軸の計画の具体化を図ることとしています。また、「伊勢原市都市マスタープラン」において、「近隣市との連携を強化するため、ツインシティ整備計画に位置付けられた伊勢原大神軸の整備に向けた計画の具体化を図ります。」とされています。

このため、今回併せて都市計画変更を行う 3・5・3号石田小稲葉線から伊勢原市小稲葉の平塚市との行政界までの延長約 650mの区間について、2車線の幹線街路として 3・5・7号伊勢原大神線を新たに追加するものです。

議第 4414 号

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更

都計第 1349 号
令和 6 年 11 月 13 日

神奈川県都市計画審議会会長 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道の変更（神奈川県決定）

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画相模川流域下水道「3. 下水管渠」中寒川平塚幹線を次のように変更する。

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町一之宮七丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

相模川流域下水道は、本県中央を流れる相模川沿いに位置し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和44年5月に都市計画決定を行いました。その後、排水区域の拡大、幹線ルートの変更等により、計12回の都市計画変更を行い、現在、流域関連市町9市3町において事業を進めています。

本流域下水道の寒川平塚幹線は、平成28年3月に策定した「相模川流域別下水道整備総合計画」の中期的な整備方針において、連絡幹線の整備による処理場のネットワーク化を図るものとして位置付けています。

今回、寒川平塚幹線の事業実施に向けて詳細な検討を行った結果、管路を接続する相模川流域下水道右岸処理場における施設配置の見直しや、既設管路との分岐部における施工時の安全性を確保するため、管路の接続位置を変更する必要性が生じたことから、起終点の位置及び幹線ルートを変更するものです。

新 旧 对 照 表

新旧対照表

新

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
藤 沢 寒 川 幹 線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相模川左岸幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小淵字藤野上	
座間海老名幹線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相模川右岸幹線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮ノ下	
伊勢原厚木幹線	厚木市戸田字長淵	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18 番	
綾瀬寒川幹線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮ノ際	
茅ヶ崎幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長淵	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大磯平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町一之宮七丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

旧

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
藤 沢 寒 川 幹 線	高座郡寒川町田端	藤沢市遠藤字諸之木	
相模川左岸幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	相模原市緑区小淵字藤野上	
座間海老名幹線	海老名市河原口五丁目	相模原市南区南台三丁目	
相模川右岸幹線	平塚市四之宮四丁目	愛甲郡愛川町角田字宮ノ下	
伊勢原厚木幹線	厚木市戸田字長淵	伊勢原市下落合字宮ノ前	
平 塚 幹 線	平塚市四之宮四丁目	平塚市中堂 18 番	
綾瀬寒川幹線	高座郡寒川町宮山	綾瀬市吉岡字宮ノ際	
茅ヶ崎幹線	茅ヶ崎市柳島字向河原	茅ヶ崎市菱沼海岸	
戸 沢 幹 線	厚木市戸田字長淵	海老名市門沢橋一丁目	
放 流 幹 線	茅ヶ崎市柳島字浜前	茅ヶ崎市柳島字浜前	
大磯平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	中郡大磯町高麗二丁目	
寒川平塚幹線	平塚市四之宮四丁目	高座郡寒川町田端	

「区域は、計画図表示のとおり」